

税制改革に向けて  
(要 望)

平成27年10月

中国経済連合会

## はじめに

わが国経済は、安倍政権による積極的な経済政策が功を奏し、緩やかな回復基調にある。企業収益の向上は、設備投資の拡大、賃金の上昇に結びついており、企業の積極的な活動が経済の好循環に寄与している。中国経済の減速懸念など経済の先行きに不透明感があるものの、政府・企業双方の取り組みにより回り始めた経済の好循環をさらに後押しして、デフレからの脱却を確実に果たしていくことが喫緊の課題である。

中長期的な観点からは、グローバル競争が激化して、国内市場の伸び悩みが懸念される中、内外から投資を呼び込み、国内企業が諸外国と対等に競争できる環境を整備して、戦略的な産業育成を図っていくことが将来の経済成長を生む鍵となる。

さらには、首都圏一極集中による弊害と地方の疲弊が顕在化して人口減少が加速する中、わが国が持続的に発展していくためには、首都圏一極集中に歯止めをかけ、地方を活性化・創生していくことが不可欠である。また、危機的な状況にある財政の再建、社会保障制度の再構築や環境問題への対応・防災対策など、わが国には果敢に対処すべき重要課題が山積しており、先送りは許されない。

当連合会では、こうした諸課題を克服し、望ましい方向に誘導する政策手段として、税制の果たす役割は極めて重要との認識の下、本税制改革に関する要望を取りまとめた。

本要望書では、第1章で中長期的な税制改革の基本的考え方を述べ、第2章で主要税目に関する具体的な要望内容を列記した。

政府には、本提言を踏まえ、できる限り早期の改革実施を要望する。



## 目 次

1. 税制改革の基本的な考え方	1
(1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現	1
(2) 財政健全化の推進	1
(3) 地方の自立・再生の促進	2
(4) 低炭素社会実現と経済成長の両立	2
(5) 災害に強い社会の構築	3
2. 主要税目への要望事項	4
(1) 法人税制	4
① 法人実効税率	4
② 研究開発税制	4
③ 地方拠点強化税制	5
(2) 消費税	6
(3) 地方税制	6
(4) 環境関連税制	7
① 車体課税の簡素化・グリーン化	7
② 環境税	7
(5) 防災・減災対策促進税制	7

## 1. 税制改革の基本的な考え方

### (1) 企業の国際競争力強化による経済の持続的成長の実現

わが国が将来にわたって国際社会の中でプレゼンスを発揮していくための源泉は経済力であり、企業の国際競争力を高めて経済成長を持続させることは、わが国にとって極めて重要な課題である。

人口減少に伴い国内市場が縮小する一方で、グローバル競争が激化する中、中国地域においては、地域の強みである自動車・造船・鉄鋼・化学など輸出依存度の高い「ものづくり産業」が地域経済をけん引しており、企業の国際競争力の維持・向上を図り、近接するアジアの成長を取り込んでいくことが重要である

内外から投資を呼び込み、国内企業が諸外国と対等に競争できる環境を早急に整備して、戦略的な産業育成を図っていくことが将来の経済成長を生む鍵となる。

地域経済の持続的成長を実現するためには、法人税制をはじめとした諸外国とイコールフットイングの競争環境を整備していくことが急務である。

### (2) 財政健全化の推進

少子高齢化や人口減少が急速に進む中で、国民が安心できる社会・経済基盤を構築していくためには、危機的状況にある財政を立て直し、社会保障制度の持続可能性を確保していくことが喫緊の課題である。

本年6月、政府は「経済・財政再生計画」を策定し、①デフレ脱却・経済再生、②歳出改革、③歳入改革を3本の柱とする経済・財政一体改革を断行することとしている。

内閣府の試算によれば、中長期的に名目3%以上、実質2%以上の経済成長を前提とする「経済再生ケース」において、予定通り10%への消費税率引き上げを実施したとしても、2020年度の基礎的財政収支は▲6.2兆円（対GDP比▲1%）の赤字になることを見込んでおり、国際公約である基礎的財政収支の黒字化達成のためには追加的な財政健全化施策が必要である。

わが国の社会保障費は、一般歳出（政策経費）の5割以上を占めるまでに膨らんでおり、公費負担増が公債残高の増加を招くなど、財政悪化の大きな要因となっている。2025年には団塊の世代が後期高齢者となり、医療・介護にかかる費用がさらに増加することが予想される中、自助・共助・公助のバランスに

配慮した負担の最適化に配慮しつつ、給付の適正化・重点化を通して社会保障費の伸びを抑制する歳出改革を断行すべきである。

さらに、経済・財政再生計画の中間地点である2018年度の進捗状況を確認したうえで、消費税のさらなる引き上げを含めた追加的な歳入改革を検討していくべき。

### **(3) 地方の自立・再生の促進**

一極集中の進展によって人口減少が加速化する中、首都圏が繁栄・発展する一方で、地方は疲弊・衰退を続けている。中国地域においては、首都圏への人口流出や少子高齢化によって、全国を上回るペースで人口減少が進んでおり、地方都市における商店街の衰退、中山間地域の疲弊、自治体財政の悪化などが続いている。

人口減少に歯止めをかけ、真の地方創生を実現するためには、「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができる」分権型国家に「国のかたち」を改め、国と地方をともに再生していく必要がある。

政府は、地方分権型道州制を基本とする新しい「国のかたち」を明確化した上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うとともに、役割分担に見合った地方の自主財源確保に向け、地方税体系の再構築を推進すべきである。

また、若者が地方に留まり、さらに呼び込んで、人口流出の流れを反転させていくためには、若者が働ける場を確保していくことが不可欠である。雇用の確保だけでなく、大規模災害に備えたりリスク対応の面からも、首都圏に集中する政府機能・機関を政府自ら地方に移転するとともに、首都圏に一極集中している経済活動の多極化を支援していくべきである。

### **(4) 低炭素社会実現と経済成長の両立**

低炭素社会の実現は、環境関連技術や製品の開発・普及にかかっている。わが国としては、世界最高水準にある環境関連技術にさらに磨きをかけ、技術・製品の開発を通じて国内外のCO<sub>2</sub>削減に貢献していくことが重要であり、税制のグリーン化を積極的に進めることによって、環境関連の研究開発投資や環境負荷の小さい製品の普及を促進すべきである。

また、平成 24 年 10 月から「地球温暖化対策のための税」が段階的に施行されているが、東日本大震災後の状況変化を踏まえて、環境税のあり方について再考すべきである。

#### **(5) 災害に強い社会の構築**

東日本大震災の教訓から、災害に強い社会の構築が進められつつあるが、社会経済への被害を最小限に食い止め、サプライチェーンの迅速な回復など災害からの早期復興を図るためには、企業による防災・減災対策が欠かせない。

地震のリスクが比較的少ないと言われる中国地域においても、南海トラフ巨大地震に見舞われた場合、7兆円を超える経済被害が予想されており、企業の多くが建物の耐震補強改修など何らかの自主的な防災・減災対策の実施ないし検討を実施している。また、昨年広島土砂災害など、近年激甚化する自然災害に対して自助・共助による地域防災力を強化して、安心して暮らせる地域づくりをすすめていくことが必要となっている。

企業の防災・減災対策を広範に支援する措置を講じて、不意の大規模自然災害に対する社会全体の耐性を高めていくべきである。

## 2. 主要税目への要望事項

### (1) 法人税制

#### ① 法人実効税率

内外からの投資を呼び込み、国内雇用の維持・増加を通じて、経済の好循環を後押ししていくためには、国際的に見て高い水準にある法人実効税率を早期に引下げて、わが国の立地競争力を維持・向上するとともに、わが国企業が対等に国際競争できる環境を整備していくことが不可欠である。

平成 27 年度の税制改正においては、法人実効税率を平成 27 年度▲2.51%、28 年度▲3.29%の引下げを決定するとともに、28 年度における税率引き下げの更なる上乘せを図ることとしている。「さらに、その後の年度の税制改革においても、法人実効税率を 20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。」ことが示されている。法人実効税率の引き下げは、長年にわたって当連合会が要望してきた事項であり、20%台まで引下げの道筋が示されたことを高く評価している。

法人実効税率については、平成 28 年度において更に税率引下げ幅の上乘せを図って、できるだけ早期の 20%台実現を目指すことが重要。将来的には、競合するアジア近隣諸国並みの 20~25%を視野に入れた法人税改革を進めるべきである。

また、実効税率引き下げの代替財源を確保する観点から課税ベースの拡大が検討されているが、企業の税負担が実質的に軽減されるかたちでの引き下げを実現すべきである。

#### ② 研究開発税制

わが国企業がグローバル競争を勝ち抜くためには、諸外国に先駆けた先端的な研究開発によってイノベーションを継続していく必要がある。技術立国を標榜するわが国は、研究開発税制をさらに拡充し、少なくとも先進主要国と遜色のない研究開発環境を整えていかねばならない。

平成 27 年度税制改正では、研究開発税制の総額型について 25%の税額控除が認められたのに加えて、オープンイノベーション型の特別試験研究費について総額型とは別枠で 5%の税額控除が認められることとなったが、総額型の維持・拡充は引き続き極めて大事である。

租税特別措置の縮減が議論される中、将来に亘る国際的な競争力維持・向

上のために不可欠な税制については、廃止・縮減の対象とせず、むしろ制度の拡充・恒久化を図るべきである。

### ③ 地方拠点強化税制

人口減少に歯止めをかけ、地方の経済基盤を立て直して、わが国が安定的に成長していくためには、子どもを産み・育てやすい環境にある地方で若者が働く場を確保していくことが極めて重要である。

平成 27 年度の税制改正で、企業が地方拠点を強化する際の投資減税と雇用拡大を支援する地方拠点強化税制が創設された。

既存の企業も含め、地方における企業の経済活動を拡大していくためには、イニシャルコストに対する支援だけでなく、地方で雇用・投資を拡大した企業の法人税を長期間に亘って減免するなど、地方における企業の事業活動を継続的に支援する施策を設けるべきである。

なお、企業の地方移転と地域経済の拡充を図る観点からは、国が自ら政府機関の地方移転を積極的に進めるとともに、空港等の国際的な交通アクセスの充実を図り、人材確保や居住・生活面で行政がサポートするなど、総合的な取り組みが大事である。



## (2) 消費税

社会保障の持続可能性を担保し、財政の健全化を図る観点から、平成 29 年 4 月には予定通り消費税率 10%へと引き上げるべきであり、必要に応じて先を見通した経済対策の実施を検討すべき。

昨年、デフレ脱却を最優先する観点から消費税率 10%への引き上げ延期の判断がなされたが、アベノミクスによる企業業績の向上等により経済は緩やかな回復基調にある。経済の先行きには不透明感があるものの、動き始めた経済の好循環をさらに後押しして、デフレ脱却を確実なものにするため、実効性のある経済対策を実施して、消費増税に耐えられる経済環境を整えていくことが大事である

また、軽減税率の導入は、社会保障の貴重な財源である消費税収の大幅な減をきたしかねないことや、納税者及び課税当局の事務負担が増え、さらには、対象品目の線引きが困難で課税の中立性が損なわれる、などの懸念があることから、慎重な検討が必要である。

消費増税に伴う低所得層への負担軽減策については、簡素な給付措置での対応が基本と考える。

## (3) 地方税制

地方の自治体が、地域実態に応じた適切な行政サービスを提供し、地方創生にかかる諸施策を確実に実施していくためには、安定した自主財源が不可欠である。

地方法人二税（法人住民税・法人事業税）は景気に左右されやすく、特定地域に財源が偏在することから、地方の安定財源として適当でない。したがって、地方法人二税は縮減、廃止もしくは国税に編入し、代わりに地域偏在性が小さく税収の安定性も高い地方消費税の拡充を図るべきである。

また、中長期的には、わが国は分権型国家を目指していく必要がある。国と地方の役割分担を明確にした上で、国から地方への大胆な権限移譲を行うと同時に、地方の役割に見合った税財源を自ら確保できるよう、地方税体系の抜本的な再構築について検討すべきである。その際には、地域間の財政力格差を考慮した新たな調整システムを確立することも必要となる。

法人実効税率引き下げのための外形標準課税の更なる拡大は慎重に検討すべきであり、特に地域の雇用を支える中小企業への特段の配慮が必要である。

#### (4) 環境関連税制

##### ① 車体課税の簡素化・グリーン化

自動車関係諸税は欧米諸国と比べてユーザー負担が極めて過重であり、複数の税目や環境性能による特例が存在するなど複雑で、ユーザーにとって非常に分かりにくい制度となっている。消費税率 10%への引き上げ時には自動車関係諸税の簡素化・負担軽減を図るべきである。

具体的には、自動車税の税率を引き下げるとともに、自動車重量税に上乘せされている「当分の間税率」を廃止すべき。消費税 10%時の自動車取得税廃止は確実に実行すべきであり、同時に自動車税・軽自動車税への上乗せが検討されている環境性能課税については、最低限の負担とし、自動車取得税廃止が無意味にならない制度設計とすべきである。

自動車関係諸税の簡素化・負担軽減にあたっては、内燃機関車も含めた新車全体の燃費性能の改善・底上げに繋がるグリーン化を推進すべき。

##### ② 環境税

地球温暖化対策のための税（環境税）が平成 24 年 10 月から導入され、税率は平成 28 年にかけて段階的に引き上げられることになっている。

しかし、わが国は、東日本大震災による原子力発電所の稼働停止を受けた化石燃料輸入の増加、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始などがエネルギー価格の上昇を招いており、環境税の段階的な拡大がこれに拍車をかけている。

東日本大震災後の状況変化を踏まえたエネルギー・環境政策全体の見直しとあわせて環境税については、廃止を含めて抜本的に見直すべきであり、地球温暖化対策税収の森林吸収源対策等への用途拡大には反対である。

#### (5) 防災・減災対策促進税制

東日本大震災や近年激甚化した自然災害を踏まえ、災害に強い社会を構築していくため、経済活動を担う企業による防災・減災対策を幅広く支援する税制を創設すべきである。

企業が地震動、津波、土砂災害等のため補強改修・建て替え、移転等を行う際に柔軟に活用できる防災・減災対策促進税制を設けることを要望する。

以 上